

研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19790444
 研究課題名（和文） 児童虐待・性犯罪被害者への臨床法医学的介入および関係諸機関との連携構築の試み
 研究課題名（英文） Clinical forensic interventions in child abuse and sexual assault cases, and building up closer connections with the related organizations.
 研究代表者
 高瀬 泉 (TAKASE IZUMI)
 山口大学・大学院医学系研究科・講師
 研究者番号：30351406

研究成果の概要（和文）：臨床法医学的視点から児童虐待被疑事例の損傷鑑定および医学的助言・指導などを行い、子ども家庭センター、医療および警察機関などとネットワークを構築してきた。裁判などにも出廷して専門家としての意見を述べ、臨床法医学的視点の重要性を示した。また、学会発表や雑誌への投稿などを通じて、医療および教育現場などでの虐待の早期発見について啓発するなど、予防的な観点からも貢献できたのではないかと考える。

研究成果の概要（英文）：Clinical forensic interventions in child abuse cases including sexual abuse ones were performed during fiscal years 2007-2009. As a consequence, closer connections with the related organizations (e.g. child guidance centers, hospitals, prefectural police headquarters, etc.) have been developed. Additionally, my court testimony as a clinical forensic specialist might show the importance of the perspectives from clinical forensic medicine. Furthermore, my speeches at scientific conferences and case reports submitted to related journals could contribute the detection of child abuse cases in their early stages at the scene of medical and educational facilities.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,600,000	0	1,600,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	510,000	3,810,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：社会医学・法医学

キーワード：法医鑑定学

1. 研究開始当初の背景

近年、児童虐待に社会の関心が高まり、2000年には児童虐待の防止等に関する法律が施行され、その後も改正が行われてきた。しかし、適切な時期に第三者機関が介入できず、最悪の結果を招くことも少なくない。その原因として、児童の損傷機転を十分に評価できず、暴力等を加えた親権者等の元へ返してしまうことが大きいと考えられる。

また、児童の性的な虐待および青少年・成人に対する性犯罪については産婦人科医等の診察を受けることになるが、協力する医師は限られている。その理由として多忙な臨床業務の間に診察のみでなく、損傷評価・証拠採取等を行う必要があること、場合によっては裁判書類作成・法廷証言等を求められることなどが考えられる。

一方、被害者が関係諸機関での無神経な対応により不快な経験をしていることが国内外を問わず、報告されてきた。さらに、我が国では上記の被害者に対する全国的に統一された対応マニュアルもなく、関係諸機関相互の連携も十分でないことが示されてきた。

米国では統一したガイドラインが存在し、医師・看護師・臨床心理士等医療職、警察・検事等捜査機関、行政機関等が連携して対応する制度が定着しており、被害者の心理的負担が軽減されるばかりでなく、適切な証拠採取にも繋がっていることから、その存在は高く評価されている。

そこで、損傷の鑑定や裁判書類作成等を日々の業務とする法医学者、特に性犯罪等では女性を中心とした速やかな対応マニュアル作成および制度の構築が望まれる。

2. 研究の目的

既に制度が確立している欧米諸国で研修を受け、我が国の現状に合った対応・制度について臨床法医学的立場から検討する。そして、これらを広く雑誌に発表することで、被害者の心情に配慮した対応の普及に努める。さらに、関係諸機関の現状および問題点の把握に努め、解決策について考察する。また、その結果を関係諸機関（警察・検察、裁判所、児童相談所、保健所、女性センター、県庁等）と共有し、連携制度構築に活かすよう努める。

3. 研究の方法

米国 California Medical Training Centerでの研修報告と我が国の現状に合った対応・制度についての考察を学会および国内雑誌に広く発表し、マニュアルを作成する。定期的に関係機関と会合を行い、連携制度構築の

ための基本的な計画を立てる。

4. 研究成果

(1) 平成19年度

まず、米国から研究協力者を含む3名の臨床法医学者（1名は medical examiner で法医病理学者、2名はSANE; 性暴力被害者支援看護職）を招聘し、米国での児童虐待や性犯罪被害者への対応について、現役の医療者、医学・看護学生、さらには行政職員等を対象に、講演会等を開催した。こうした情報を広く提供することで、各々が問題意識をもって日々の業務にあたることができると考えられる。

次に、平成18年に米国で受けた性虐待および臨床法医学的診察に関する研修について国内の医学雑誌に報告し、医療者としてのより良い対応について考える機会を提供した。

さらに、関係諸機関との連携を構築するべく、警察・行政・病院等に出向き、情報交換や勉強会などを行った。そして、平成19年度からは滋賀県と滋賀医科大学との間で契約を交わし、滋賀県児童虐待診断指導委託業務を本格的に始動し、書類作成や写真鑑定等を含め、約10件に介入した。その結果、虐待行為を頑なに否認していた保護者らが自らの犯した行為に向き合い、行政等の指導にも従うようになった。

また、児童虐待あるいは性犯罪被害者への対応には心理的なケアが不可欠であることから、臨床法医学と心理学との接点について改めて考察し、国内の臨床心理系の雑誌に発表した。

(2) 平成20年度

滋賀県に加え、大阪府内の子ども家庭センターと連携し、臨床法医学的視点から児童虐待被疑事例の損傷鑑定および医学的指導などを行うシステムを構築し、診察・損傷鑑定・書類作成および裁判での証言などを約20件行った。そのような実践を通し、子ども家庭（相談）センターの児童福祉司や臨床心理士、小児科等の臨床医師、警察および検察、さらに弁護士等と関わり、信頼関係を構築した。そして、警察・検察などからも児童虐待被疑事例について鑑定依頼が来るようになった。さらに、高齢者虐待被疑事例の鑑定依頼も来るようになり、社会的に貢献できる場が増えた。

また、医学あるいは臨床心理学関係の学術雑誌および書籍に論文を投稿し、法医学と臨床医学あるいは臨床心理学との連携の重要性および必要性などを訴えたことで、関心を示したり、協力を申し出たりする関係職種が徐々に増えてきた。

さらに、年2回、都道府県警察本部や警察学校で催される警察官の法医研修において、児童虐待の事例について講義を行い、各事例での対応の問題点などを具体的に示し、今後の改善を考える機会を提供した。

(3)平成21年度

大阪府および大阪市の子ども家庭センターと連携し、臨床法医学的視点から児童虐待被疑事例の損傷鑑定および医学的助言・指導などを15件行った。こういった事例への関わりを通じ、子ども家庭センター職員、臨床の医師・看護師・(医療)社会福祉士等、さらに、場合によっては、所轄警察の担当刑事等とネットワークを構築してきた。また、鑑定書類提出後の児童の措置や心身の状態など、さらに、保護者などの受けとめ方などについても、一部の子ども家庭センター職員や担当刑事等からフィードバックされるようになるなど、信頼関係も構築されつつある。

また、法医学会のみでなく、助産学会での発表や、虐待に関する雑誌への投稿などにより、虐待が疑われる児童の診察および検査方法などを具体的な事例を挙げながら示すことで、医療あるいは教育現場などでの虐待の早期発見や児童が虐待された結果死亡するといった最悪の事態の回避にもつながる可能性があり、予防的な観点からも貢献できたのではないかと考える。

性虐待および性犯罪については、大阪ウィメンズセンターでの勉強会に参加し、平成22年4月から開設した性暴力救援センター設立に関わった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① I. Takase, Y. Yamamoto, S. Yamasaki, K. Nishi, Histological and Immunohistochemical investigation of live birth in a submerged neonate using blood-group antigens, ACTA CRIMINOLOGIAE ET MEDICINE LIGALIS JAPONICA 76:1-6, 2010, 査読あり
- ② 高瀬泉、<連載>臨床法医学で読む虐待事件-臨床法医学的取り組みの実際、子どもの虐待とネグレクト、11(2)、203-207、2009、査読なし(依頼原稿)
- ③ 高瀬泉、児童虐待への臨床法医学的取り組み、滋賀医科大学雑誌、1、24-27、2009、査読あり
- ④ 高瀬泉、日本における「強かん」の被害者への対応 —医療者および警察官から

みた現状および問題点、犯罪学雑誌、73(6)、149-164、2007、査読あり

- ⑤ 高瀬泉、臨床心理学と法医学の接点、京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター紀要、11、80-86、2007、査読なし
- ⑥ 高瀬泉、性虐待被害者からの証拠採取法-米国カリフォルニア州での研修報告、日本医師会雑誌、136(3)、554-557、2007、査読なし

[学会発表] (計7件)

- ① 高瀬泉、助産師に必要な法医学検査、第24回日本助産学会学術集会、2010年3月21日、つくば国際会議場、茨城県
- ② 高瀬泉、中川季子、山本好男、坂口生夫、西克治、飼い犬による咬傷と主張された外陰部損傷の検討、第93次日本法医学会学術全国集会、2009年5月14日、千里ライフサイエンスセンター、大阪府
- ③ 高瀬泉、子ども虐待の早期発見・早期介入における臨床法医学の果たす役割、日本子ども虐待防止学会第14回学術集会、2008年12月14日、広島修道大学、広島県
- ④ 高瀬泉、虐待被疑事例に見られた頭蓋内病変の検討、第55回近畿地方会、2008年11月8日、和歌山医科大学、和歌山県
- ⑤ Izumi Takase, Abused and neglected children in autopsy and clinical cases -From the perspective of forensic pathologists in Japan, Jahrestagung der Deutschen Gesellschaft für Rechtsmedizin, 26. September 2008, Dresden, Germany
- ⑥ 高瀬泉、滋賀県における児童虐待事例への臨床法医学的介入、第92次日本法医学会総会、2008年4月24日、長崎ブリックホール、長崎県
- ⑦ 三隅順子、加納尚美、米山奈奈子、島田智織、梶原祥子、山海千保子、村井文江、高瀬泉、性暴力被害者への急性期看護ケアに関するDVD教材の評価、第48回母性衛生学会学術集会、2007年10月11日、つくば国際会議場、茨城県

[図書] (計2件)

- ① 高瀬泉、法医学からみた身体と遺伝カウンセリング、身体の病と心理臨床-遺伝子の次元から考える-、伊藤良子・大山泰宏、角野善弘(編)、創元社、366-375、2009
- ② 高瀬泉、DV (domestic violence)・性犯罪、臨床法医学テキスト、佐藤喜宣(編著)、中外医学社、172-176、2008

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高瀬泉 (TAKASE IZUMI)

山口大学・大学院医学系研究科・講師

研究者番号：30351406

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし